

社会福祉法人 潤青会

定 款

# 社会福祉法人 潤青会 定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

イ 特別養護老人ホーム「真ほろば」の設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

イ 老人短期入所事業

(ショートステイまほろば)

ロ 老人デイサービス事業

(デイサービスセンターまほろば)

ハ 老人居宅介護等事業

ニ 老人介護支援センター

(藤岡市在宅介護支援センターまほろば)

ホ 認知症対応型老人共同生活援助事業

(グループホームまほろば)

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 潤青会 という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を群馬県藤岡市藤岡字高崎道西1019番2に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に、評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選考委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選考委員会において行う。

- 2 評議員選考委員会は、監事1名、職員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選考委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員2名以上が出席し、かつ、外部委員2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事の中から副理事長1名、常務理事1名を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務の内代表権の行使に該当しない職務を代行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 群馬県藤岡市藤岡字高崎道西 | 1 0 1 9 番 2 |
|               | 1 0 1 9 番 3 |
|               | 1 0 2 0 番 3 |
|               | 1 0 2 1 番 1 |
|               | 1 0 2 1 番 2 |
|               | 1 0 2 1 番 3 |
| 下大塚字三ノ久保      | 8 7 1 番 4   |
|               | 8 7 2 番 1   |
| 下大塚字水入        | 8 1 0 番 1   |
|               | 8 1 0 番 9   |
| 下大塚字シン堀       | 8 0 2 番 6   |

特別養護老人ホーム「真ほろば」及びグループホーム「まほろば」敷地

|         |         |        |          |
|---------|---------|--------|----------|
| 土 地     | 藤岡字高崎道西 | 1019番2 | 1761.00㎡ |
|         |         | 1019番3 | 618.14㎡  |
|         |         | 1020番3 | 138.47㎡  |
|         |         | 1021番1 | 1225.03㎡ |
|         |         | 1021番2 | 318.88㎡  |
|         |         | 1021番3 | 19.00㎡   |
|         | 下大塚三ノ久保 | 871番4  | 375.03㎡  |
|         |         | 872番1  | 579.56㎡  |
|         | 下大塚字水入  | 810番1  | 1271.03㎡ |
|         |         | 810番9  | 64.68㎡   |
| 下大塚字シン堀 | 802番6   | 15.21㎡ |          |
| 合 計     |         |        | 6386.03㎡ |

▶特別養護老人ホーム真ほろば

建 物

|     |            |        |
|-----|------------|--------|
| 所在地 | 藤岡市藤岡字高崎道西 | 1019番2 |
|     |            | 1019番3 |
|     |            | 1020番3 |
|     |            | 1021番1 |
|     |            | 1021番2 |
|     |            | 871番4  |
|     | 藤岡市下大塚三ノ久保 | 872番1  |

構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根瓦葺3階建

|      |     |          |
|------|-----|----------|
| 建築面積 | 一階  | 2743.26㎡ |
|      | 二階  | 1471.95㎡ |
|      | 三階  | 33.00㎡   |
|      | 合 計 | 4248.21㎡ |

▶グループホームまほろば

建 物

所在地 藤岡市下大塚字水入 810番1

構 造 木造2階建

|      |     |         |
|------|-----|---------|
| 建築面積 | 一階  | 359.99㎡ |
|      | 二階  | 62.93㎡  |
|      | 合 計 | 422.92㎡ |



- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保にしようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、藤岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、藤岡市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、藤岡市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除

く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を藤岡市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人潤青会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

- 1、この定款は、平成16年10月12日から施行する。
- 2、この定款は一部変更し、平成18年 4月 1日から施行する。
- 3、この定款は一部変更し、平成19年 4月 1日から施行する。
- 4、この定款は一部変更し、平成22年 7月15日から施行する。
- 5、この定款は一部変更し、平成24年 4月 1日から施行する。
- 6、この定款は一部変更し、平成25年 4月 1日から施行する。
- 7、この定款は一部変更し、平成25年 6月15日から施行する。
- 8、この定款は一部変更し、平成27年 4月 1日から施行する。
- 9、この定款は一部変更し、平成28年 4月 1日から施行する。
- 10、この定款は一部変更し、平成29年 4月 1日から施行する。
- 11、第六条（評議員の選任及び解任）については、所轄庁の認可日より施行する。

## 社会福祉法人 潤青会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人潤青会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等は勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額
- (3) 退職手当については、支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表4の定めによる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 役員報酬については、毎月28日とする。  
ただし、その日が休日に当たるときは、前日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。  
2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除して計算する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合はその月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条一第二項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める事とする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

| 役職名  | 報酬の額         |
|------|--------------|
| 理事長  | 無報酬          |
| 常務理事 | 月額 360,000 円 |

別表 2 (常勤役員等の賞与)

|         |             |
|---------|-------------|
| 7 月賞与   | 報酬月額× 1 カ月分 |
| 1 2 月賞与 | 報酬月額× 1 カ月分 |

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

|                | 日 額      |
|----------------|----------|
| 評議員会への出席       | 5,157 円  |
| 法人及び施設業務のための出勤 | 10,315 円 |

(2) 理 事

|                | 日 額      |
|----------------|----------|
| 理事会等会議への出席     | 5,157 円  |
| 法人及び施設業務のための出勤 | 10,315 円 |

(3) 監 事

|                | 日 額      |
|----------------|----------|
| 理事会及び評議員会への出席  | 5,157 円  |
| 監事監査等への出席      | 10,315 円 |
| 法人及び施設業務のための出勤 | 10,315 円 |

別表 4 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。